



鳥取県公報

平成 20 年 10 月 31 日(金)
第 8 0 3 9 号

毎週火・金曜日発行

目 次

| | |
|--------|--|
| ◇ 告 示 | 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律に基づく認証業務に関する鳥取県知事が発行する自己署名証明書等のフィンガープリントの決定 (717) (情報政策課) 2 |
| | 特定猟具使用禁止区域の指定 (718) (公園自然課) 2 |
| | 争議行為を行う旨の予告 (719) (労働政策チーム) 4 |
| ◇ 調達公告 | 落札者の決定 (2 件) (集中業務課) 5 |
| | 随意契約の相手方の決定 (〃) 5 |
| | 一般競争入札の実施 (教育委員会教育環境課) 6 |
| | 一般競争入札の実施 (2 件) (警察本部会計課) 8 |
| ◇ 正 誤 | 平成 20 年 9 月 9 日付鳥取県告示第 619 号中訂正 13 |

告 示

鳥取県告示第717号

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）に基づく認証業務に関する鳥取県知事が発行する自己署名証明書（以下「鳥取県知事の自己署名証明書」という。）及び公的個人認証サービスブリッジ認証局が発行する自己署名証明書（以下「ブリッジ認証局の自己署名証明書」という。）のフィンガープリント（自己署名証明書をハッシュ関数で変換した数値であって、画面上拇印と表示されるものをいう。以下同じ。）を定めたので、次のとおり告示する。

平成18年鳥取県告示第53号（電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律に基づく認証業務に関する鳥取県知事が発行する自己署名証明書等のフィンガープリントの決定について）は、平成20年10月30日限り廃止する。

平成20年10月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 鳥取県知事の自己署名証明書のフィンガープリント

次の表の左欄に掲げる日が有効期間の開始日である鳥取県知事の自己署名証明書に関し、同表の中欄に掲げるハッシュ関数により算出したフィンガープリントは、同表の右欄に定めるとおりとする。

| 自己署名証明書の有効期間の開始日 | ハッシュ関数 | フィンガープリント |
|------------------|--------|--|
| 平成15年12月28日 | SHA-1 | 5376263A3F337187BF722F4DDB427AAD4C65ABD1 |
| 平成20年9月19日 | SHA-1 | 7F09BB9FD5E28F05EC8E4C704AB462E86FC4C291 |

2 ブリッジ認証局の自己署名証明書のフィンガープリント

次の表の左欄に掲げる日が有効期間の開始日であるブリッジ認証局の自己署名証明書に関し、同表の中欄に掲げるハッシュ関数により算出したフィンガープリントは、同表の右欄に定めるとおりとする。

| 自己署名証明書の有効期間の開始日 | ハッシュ関数 | フィンガープリント |
|------------------|--------|--|
| 平成15年12月27日 | SHA-1 | 2DF6336E33A4829AA009F01A1801EE7EBA582BB |
| 平成20年9月19日 | SHA-1 | 37D4D360410375BB5F53235EC5FF3D432A61CA70 |

3 注意事項

SHA-1により算出したフィンガープリントは、40^{けた}桁の16進法であり、「0」から「9」まで及び「A」から「F」までの文字の組合せで表示される。ただし、フィンガープリントを表示するソフトウェアの種類又はバージョンにより、大文字又は小文字の相違、「:」（コロン）又はスペースの付加等の表示方法が異なることがある。

鳥取県告示第718号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具（銃器）使用禁止区域を指定したので、同条第12項において準用する同法第34条第3項の規定により告示する。

平成20年10月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

| 名 称 | 区 域 | 存続期間 |
|-----|-----|------|
| | | |

| | | |
|-----------------------|---|---|
| 鳥取特定猟具（銃器） 使用禁止区域 | 鳥取市丸山町地内の県道伏野覚寺線の丸山橋東詰を起点とし、起点から同県道を南西及び西方に進み、溝川橋西詰に至り、同橋から溝川の左岸を北方に進み、海岸線に至り、これを東方に進み、塩見川に至り、同川の左岸を南方に進み、国道 9 号に至り、同国道を南西に進み、市道浜湯山県線に至り、同市道を西方に進み、県道湯山鳥取線に至り、同県道を南西に進み、市道湯山多鯰ガ池線に至り、同市道を南方に進み、市道覚寺福部線に至り、同市道を南方に進み、杣道（通称覚寺越）に至り、同杣道を南方に進み、県道一本松覚寺線に至り、同県道を東方に進み、通称背谷に至り、同谷を南東に進み、高聳山山頂に至り、同山頂より高聳山稜線を南東及び南西に進み、鳥取森林管理署旧城山国有林の石標340号に至り、同石標から同国有林と民有林との境界を南西に進み、同国有林の石標379号に至り、同石標から同国有林と民有林との境界を南方に進み、同国有林の石標394号に至り、同石標から山林と耕地との境界を北西に進み、市道円護寺 4 号線に至り、同市道を北西に進み、市道天徳寺通りに至り、同市道を北東に進み、市道円護寺覚寺線に至り、同市道を北西に進み、市道覚寺円護寺線に至り、同市道を西方に進み、市道覚寺13号線に至り、同市道を南西に進み、八幡池堤防の東端に至り、同堤防を北西及び南西に進み、同堤防の西端に至り、同所と市道丸山 7 号線の終点とを直線で結んだ線を南西に進み、同市道終点に至り、同市道を南西に進み、県道伏野覚寺線に至り、同県道を南西に進み、起点に至る線に囲まれた一円の地域 | 平成20年11 月 1 日から 平成30年10 月31日まで |
| 大山特定猟具（銃器） 使用禁止区域 | 西伯郡伯耆町小林字五反田 7-1、7-3 及び 7-5 から 7-19 まで、字頭ナシ原 8-1、8-2 及び 8-7 から 8-11 まで、字頭ナシ 10、10-2、11、12-1、17-2、18 及び 19、字堤谿 676-1 及び 676-12 から 676-42 まで、字五反田 20、21-1 から 21-3 まで及び 22、字向南原 654-1 から 654-45 まで、660-1 から 660-4 まで及び 660-6 から 660-11 まで、字南原 698-1、698-3 から 698-56 まで、704-1 から 704-7 まで、705-1、705-4 及び 705-5、字南原上 691-1 から 691-58 まで、金屋谷字水無原 4-3、4-4、4-13、4-17 から 4-43 まで、4-45、4-48 から 4-52 まで、4-57、1681-1 から 1681-55 まで、1685-1、1685-2、1686-1、1686-2、1687、1688、1689-1 から 1689-29 まで、1691-13 及び 1691-14 並びに字宝殿原 1692-1 から 1692-67 まで | ” |
| 県営生山採取園特定猟具（銃器）使用禁止区域 | 日野郡日南町生山字板井谷山 313-31 から 313-33 まで及び 313-35 から 313-37 まで | ” |
| 勝田川特定猟具（銃器）使用禁止区域 | 東伯郡琴浦町大字湯坂地内の町道湯坂新道 2 号線と町道梅田選果場線との交点を起点とし、起点から町道梅田選果場線を東方に進み、町道出上赤碕線に至り、同町道を南方に進み、県道船上山赤碕線に至り、同県道を南方に進み、町道宮木中線に至り、同町道を西方に進み、町道以西小学校線に至り、同町道を南方に進み、町道立子大熊線に至り、同町道を西方に進み、通称高岡河原田農道に至り、同農道を北方に進み、町道佐崎線に至り、同町道を北方に進み、町道立子大熊線に至り、同町道を西方に進み、町道勤労体育館線に至り、同町道を | ” |

| | | |
|----------------------|---|---|
| | 北方に進み、町道筥津国主線に至り、同町道を北方に進み、町道光部落 3 号線に至り、同町道を北方に進み、通称光部落西農道に至り、同農道を北方に進み、県道赤碓大山線に至り、同県道を東方に進み、町道筥津国主線に至り、同町道を北方に進み、湯坂新道 6 号線に至り、同町道を西方に進み、町道湯坂新道 2 号線に至り、同町道を北方に進み、起点に至る線に囲まれた一円の地域 | |
| 福原特定猟具（銃器） 使用禁止区域 | 西伯郡伯耆町久古地内の町道岸本大原線と町道久古 5 号線の交点を起点とし、起点から町道久古 5 号線を北方に進み、県道米子丸山線に至り、同県道を東方向に進み、町道須村 4 号線に至り、同町道を南方向へ進み、町道岸本大原線に至り、同町道を西方向へ進み、起点に至る線に囲まれた一円の地域 | ” |

鳥取県告示第719号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定に基づき、鳥取県医療労働組合連合会から争議行為を行う旨の通知があったので、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第4項の規定により、次のとおり告示する。

平成20年10月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 事件

- (1) 生活を守る大幅一時金の確保等に関する件
- (2) 安全・安心の医療確立に向けた大幅増員及び必要人員確保等に関する件
- (3) 医療事故防止の抜本的対策及び公的財源保障の確立等に関する件
- (4) 介護療養病床の廃止及び医療療養病床の削減計画撤回等に関する件
- (5) 国庫負担増額による介護保険制度の抜本的改善等に関する件
- (6) 社会保障財源を口実にした消費税増税の反対、消費税の廃止及び当面 3 パーセントへの引下げ等に関する件
- (7) 安全でゆきとどいた医療・看護・介護を保障する診療報酬の改善等に関する件
- (8) 「医師確保」に関する法制定、「看護職員確保法・基本指針」の改善、財政措置の具体化及び罰則規定の新設等に関する件
- (9) 国公立・公的医療機関の統廃合・移譲及び民営化反対等に関する件
- (10) 憲法改悪反対等に関する件

2 日時

平成20年11月12日午前0時以降本事件の解決に至るまでの期間

3 場所

次の表に掲げる施設

| 施設名 | 所在地 |
|-----------------|---------------|
| 鳥取医療生活協同組合 | 鳥取市末広温泉町252 |
| 鳥取県中部医師会立三朝温泉病院 | 東伯郡三朝町大字山田690 |
| 米子医療生活協同組合 | 米子市富益町1128 |

4 概要

3の各施設の内外において、あらゆる形態の争議行為及びこれに対する妨害排除のための争議行為を単独又

は並行して行う。

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成20年10月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|------------------------|--|
| 1 調 達 件 名 及 び 数 量 | 東部地区県立学校分 県立学校校内LAN運営支援業務 想定派遣延べ時間 11,254時間（34か月） |
| 2 契 約 方 式 | 一般競争入札 |
| 3 落 札 日 | 平成20年8月20日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 株式会社モリックスジャパン 鳥取市商栄町203-6 |
| 5 落 札 金 額 | 一人1時間あたり1,890円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入 札 公 告 日 | 平成20年7月11日 |
| 7 落 札 方 式 | 最低価格落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称 及び所在地 | 鳥取県総務部庶務集中局集中業務課 鳥取市東町一丁目220 |

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成20年10月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|------------------------|---|
| 1 調 達 件 名 及 び 数 量 | 西部地区県立学校分 県立学校校内LAN運営支援業務 想定派遣延べ時間 9,384時間（34か月） |
| 2 契 約 方 式 | 一般競争入札 |
| 3 落 札 日 | 平成20年8月20日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 株式会社インサイト 米子市新開二丁目14-38 |
| 5 落 札 金 額 | 一人1時間あたり2,593円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入 札 公 告 日 | 平成20年7月11日 |
| 7 落 札 方 式 | 最低価格落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称 及び所在地 | 鳥取県総務部庶務集中局集中業務課 鳥取市東町一丁目220 |

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成20年10月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|--------------------|--|
| 1 調 達 件 名 及 び 数 量 | 中部地区県立学校分 県立学校校内LAN運営支援業務 想定派遣延べ時間 4,862時間 (34か月) |
| 2 契 約 方 式 | 随意契約 |
| 3 契 約 日 | 平成20年9月1日 |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地 | 株式会社インサイト 米子市新開二丁目14-38 |
| 5 契 約 金 額 | 一人1時間あたり3,675円 (消費税及び地方消費税の額を含む。) |
| 6 随意契約による理由 | 再度の入札に付したが、落札者がなかったため。(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号) |
| 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県総務部庶務集中局集中業務課 鳥取市東町一丁目220 |

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成20年10月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

鳥取県海洋練習船「若鳥丸」第二種中間検査に係る整備及び修繕 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成20年12月16日から平成21年1月14日まで

(4) 履行場所

落札者が所有し、又は借り受けているドライドック(乾船渠)

(5) 入札書の記入方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額(以下「入札見積額」という。)の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

この入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成18年鳥取県告示第841号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有するとともに、その資格区分が車両・船舶及び航空類の船舶部品及び修理に登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成20年11月11日(火)午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

- (3) 平成20年10月31日（金）から同年12月10日（水）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 造船法（昭和25年法律第129号）第2条第1項の規定による国土交通大臣の許可を受けている者であること。
- (5) 船舶安全法（昭和8年法律第11号）第5条第2号の中間検査の確実な受検の体制が整備されている者であること。
- (6) 平成5年4月1日以降に、国又は地方公共団体が所有する漁業に関する実習、練習、調査、取締り等を目的とする総トン数200トン以上の船舶を対象としたこの公告に示した業務と同様の業務について、国又は地方公共団体と契約を締結し、誠実に履行した実績を有する者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立境港総合技術高等学校

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒684-0043 境港市竹内町925

鳥取県立境港総合技術高等学校

電話 0859-45-0411

(2) 競争入札参加資格審査の申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当

電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成20年10月31日（金）から平成20年12月3日（水）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に交付する。

(4) 入札説明会の日時及び場所

平成20年12月3日（水）午後1時30分

鳥取県立境港総合技術高等学校

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、(1)の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成20年12月10日（水）午後1時30分（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月9日（火）午後5時までとする。）

イ 場所

(1)に同じ。

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加しようとする者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成20年12月8日（月）午後5時までに提出しなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required : Maintenanse and repair II mid-term inspection of the training vessel Wakatori maru 1 set

(2) December 8, 2008 5 : 00 PM : Time - limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) December 10, 2008 13 : 30 PM : Time - limit for submission of tenders

December 9, 2008 17 : 00 PM : Time - limit for submission of tenders by registered mail

(4) Contact Point for the notice : Tottori Prefectural Sakaiminato Sougougijyutsu High School 925 Takenouchi - cho Sakaiminato - shi 684 - 0043 Japan TEL : 0859 - 45 - 0411

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成20年10月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 借入物品等の名称及び数量

| | | | |
|--------|----------------------|---------------|-----|
| ア 借入物品 | 交通事故情報管理システム業務用端末 | デスクトップ型コンピュータ | 16台 |
| | 交通事故情報管理システム業務用端末 | ノート型コンピュータ | 5台 |
| | 交通事故情報管理システム業務用プリンター | レーザープリンター | 18台 |
| イ 購入物品 | ソフトウェア | 一式 | |

(2) 借入物品等の仕様

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成21年1月1日から平成25年12月31日まで

(4) 納入期限

平成20年12月24日（水）

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 入札方法

入札金額は、(1)のア及びイに掲げる物品等のそれぞれの金額の合計額を60月で除して得た1月当たりの金額を記載すること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

この入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成18年鳥取県告示第841号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分がリース・レンタルの事務用機器に登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成20年11月6日（木）午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

(3) 平成20年10月31日（金）から同年11月21日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部会計課予算係

電話 0857-23-0110 (代)

(2) 競争入札参加資格審査の申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当

電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成20年10月31日(金)から同年11月6日(木)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成20年11月21日(金)午後2時30分(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月20日(木)午後5時までとする。)

鳥取県警察本部入札室(鳥取県警察本部庁舎2階)

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成20年11月17日(月)午後3時まで提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額に60月を乗じて得た金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、会計規則第123条第2項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額に60月を乗じて得た金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第2項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成20年10月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 借入物品等の名称及び数量

ア 借入物品 交通事故情報管理システム業務用サーバ 一式
交通事故情報管理システム業務用開発端末 一式

イ 購入物品 ソフトウェア 一式

(アの物品の保守等の業務及びイの物品のうち交通事故情報管理システム用ソフトのプログラム改修の業務を含む。)

(2) 借入物品等の仕様

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成21年1月1日から平成25年12月31日まで

(4) 納入期限

平成20年12月25日（木）

(5) 納入場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部

(6) 入札方法

入札金額は、(1)のア及びイに掲げる物品等のそれぞれの金額の合計額を60月で除して得た1月当たりの金額を記載すること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

この入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成18年鳥取県告示第841号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分がリース・レンタルの事務用機器に登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成20年11月6日（木）午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

(3) 平成20年10月31日（金）から同年11月21日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部会計課予算係

電話 0857-23-0110（代）

(2) 競争入札参加資格審査の申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当

電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成20年10月31日（金）から同年11月6日（木）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に交付する。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成20年11月21日（金）午後2時（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月20日（木）午後5時までとする。）

鳥取県警察本部入札室（鳥取県警察本部庁舎2階）

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成20年11月17日（月）午後3時まで提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額に60月を乗じて得た金額の100分の5以上の金

額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、会計規則第123条第2項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額に60月を乗じて得た金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第2項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。ただし、その者の入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする場合がある。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

正 誤

平成20年9月9日付鳥取県告示第619号（保安林の指定施業要件の変更予定について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 4

行 下から6

誤 字ヌクヨ3958の4

正 字ヌクユ3958の4